

議案第 13 号

名張市教育委員会後援等の名義使用に関する要綱の制定について

名張市教育委員会後援等の名義使用に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 5年 6月 1日提出

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 名張市教育委員会後援等の名義の使用に関する要綱の制定について

### 1. 制定理由

本市で行われる教育、学術、スポーツ又は文化の振興に寄与する行事について、名張市教育委員会の後援、共催又は協賛の名義を使用しようとする場合の要件、手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 制定内容

後援等の名義を使用する団体等、対象行事、申請方法、名張市教育委員会賞の交付及び終了報告等について規定する。

### 3. 施行期日

告示の日から施行する。

## 名張市教育委員会後援等の名義の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援、共催又は協賛（以下これらを「後援等」という。）の名義の使用に係る事務その他の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 本市の機関以外の者であつて、第4条第1項の行事を行おうとするものをいう。
- (2) 後援 団体等が行う行事について、教育委員会がその趣旨に賛同し、支援すべきものと認めている意思を示すことをいう。
- (3) 共催 団体等が行う行事について、教育委員会が共同して当該行事を遂行する意思を示すことをいう。
- (4) 協賛 団体等が行う行事について、本市が経費の援助を行った上で、教育委員会が賛意を示すことをいう。

### (団体等)

第3条 後援等の名義を使用を申請しようとする団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関（独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- (2) 社会福祉協議会、商工会議所、地域づくり組織その他公共的な活動を行うもの
- (3) 公益法人等の非営利団体又はこれらに準ずるもの
- (4) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が行事の主催者として適当と認めるもの  
(後援等の対象行事)

第4条 後援等の対象となる行事は、本市の教育、学術、スポーツ又は文化の振興に寄与すると教育委員会が認める行事であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で行われるもの又は市民を対象に含むもの
- (2) 公共性を有し、特定のものの利益につながるおそれがないもの
- (3) 所要経費に関する資金計画が行事を確実に実施するために適切であるもの
- (4) 営利を目的としたものではないもの（入場料、参加料等を徴収するものであつて、その料金が行事の目的、内容等から判断して適正な額である場合を除く。）
- (5) 政治活動又は宗教活動ではないもの
- (6) 行事の周知を広く行うもの

2 教育委員会は、行事が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の名義の使用の

承諾をしないものとし、既に承諾をしたものについては、是正を求め、又は当該承諾を取り消すものとする。

- (1) 前項各号のいずれかに該当しないことがわかったとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）との関係があり、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が後援等の名義の使用について、適当ではないと認めるとき。

（申請等の手続）

第5条 団体等は、後援等の名義を使用をしようとするときは、後援（共催・協賛）名義使用承諾申請書（様式第1号）に行事の収支計画及び内容がわかる資料並びに当該団体等の概要がわかる資料（定款、寄附行為、会則その他これらに準ずる当該団体等に関する資料をいう。）を添えて、その行事を実施する日の1か月前までに教育委員会に提出することにより申請し、その承諾を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、同項の承諾をしたときは、後援（共催・協賛）名義使用承諾書（様式第2号）により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

3 第1項の承諾を受けた行事を行う団体等は、当該行事の内容に変更が生じたとき又は中止しようとするときは、速やかに、後援（共催・協賛）名義使用変更（中止）承諾申請書（様式第3号）を教育委員会に提出することにより申請し、その承諾を受けなければならない。

（名張市教育委員会賞の交付）

第6条 教育委員会は、後援等の名義の使用を承諾した行事について、当該行事の参加者に顕彰すべき功績があるときその他必要があると認めるときは、名張市教育委員会賞（以下この条において「教育委員会賞」という。）を交付することができる。

2 前項の規定による教育委員会賞の交付は、賞状により行うものとする。この場合において、団体等が教育委員会賞に添えて副賞を贈ることを妨げない。

3 教育委員会賞の交付を受けようとする団体等は、後援（共催・協賛）名義使用承諾申請書に名張市教育委員会賞交付承諾申請書（様式第4号）を教育委員会に提出することにより申請し、その承諾を受けなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、同項の承諾をしたときは、名張市教育委員会賞交付承諾書（様式第5号）により、当該申請を行った団体等に通知するものとする。

（終了報告）

第7条 団体等は、第5条第1項の承諾を受けた行事（同条第3項の承諾を受けた行事を含む。）が終了したときは、その終了した日の翌日から起算して1か月以内に、後援（共催・協賛）名義使用終了報告書（様式第6号）に行事の収支結果及び概要がわかる資料を添えて教育委員会に提出することにより、報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

（免責）

第8条 本市は、後援等の名義の使用を承諾した行事において発生した事故等による損害及び承諾の取消しにより生じた損害の責任は、負わないものとする。

（教育長等の専決）

第9条 この要綱に定める教育委員会の権限に属する事務については、名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）第15条の規定により、教育次長、室長又は担当室長が専決権を行使するものを除き、教育長が専決権を行使することができる。

2 教育長は、専決権を行使した後援等の名義の使用に係る承諾について、その内容を名張市教育委員会定例会（名張市教育委員会会議規則（昭和29年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する定例会をいう。）において報告するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に後援等の名義の使用を承諾したもの又は名張市教育委員会賞の交付を承諾したものについては、それぞれこの要綱の相当規定により承諾をしたものとみなす。

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

（申請者）

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

印

（氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。）

後 援

共 催 名 義 使 用 承 諾 申 請 書

協 賛

名張市教育委員会後援等の名義の使用に関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第号）第5条第1項の規定により、名張市教育委員会の 後援 ・ 共催 ・ 協賛 名義の使用について承諾いただきたいので、下記のとおり申請します。

## 記

### 1. 団体等の概要

（1）設置目的：

（2）構成人数：

（3）その他参考事項：

### 2. 行事の名称

### 3. 行事の目的・内容

### 4. 行事の場所・会場

### 5. 行事の日時

6. 行事の参加対象者及び参加予定人数（主たる参加対象者が名張市民以外の場合は、その旨を記入してください。）

7. 行事の参加費（入場料等）

無料 ・ 有料（                      円）

8. 名張市教育委員会の後援等名義を必要とする理由

9. 名張市民への周知の方法

10. 過去の行事や後援等名義の使用実績

11. 他に後援等がある場合はその名称

12. 事務担当者

住所：〒

氏名：

電話：

13. 添付資料（別紙により添付してください。）

- ・収支計画
- ・行事の内容がわかるもの
- ・団体の概要がわかるもの（定款、寄附行為その他会則等）

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

様

名張市教育委員会

後 援

共 催 名 義 使 用 承 諾 書

協 賛

年 月 日付けで提出のあった 後援 ・ 共催 ・ 協賛 名義使用申請  
については、下記のとおり承諾しましたので、名張市教育委員会後援等の名義の使用に  
関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第 号）第5条第2項の規定により通知し  
ます。

記

1. 主催者（団体名）

2. 行事の名称

3. 行事の目的・内容

4. 行事の場所・会場

5. 行事の日時

6. 承諾期間

7. その他

- ・ 承諾は、後援等の名義の使用のみとし、一切の責任は負いません。
- ・ 申請時点の行事の計画に変更があったときは、速やかに変更申請をしてください。
- ・ 行事の終了後は、当該行事が終了した日の翌日から起算して1か月以内に終了報告書を提出してください。

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

（申請者）

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

印

（氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。）

後 援

共 催 名 義 使 用 変 更（中 止）承 諾 申 請 書

協 賛

年 月 日付け 第 号で承諾のあった名張市教育委員会の 後援 ・ 共催 ・ 協賛 の名義の使用について、下記のとおり 変更 ・ 中止 したいので名張市教育委員会後援等の名義の使用に関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第 号）第5条第3項の規定により、申請します。

記

※変更があった項目のみ記入してください。

1. 団体等の概要

（1）設置目的：

（2）構成人数：

（3）その他参考事項：

2. 行事の名称

3. 行事の目的・内容

4. 行事の場所・会場

5. 行事の日時

6. 行事の参加対象者及び参加予定人数（主たる参加対象者が名張市民以外の場合は、その旨を記入してください。）

7. 行事の参加費（入場料等）

無料 ・ 有料（                      円）

8. 名張市教育委員会の後援等名義を必要とする理由

9. 名張市民への周知の方法

10. 過去の行事や後援等名義の使用実績

11. 他に後援等がある場合はその名称

12. 事務担当者

住所：〒

氏名：

電話：

13. 添付資料（別紙により添付してください。）

- ・収支計画
- ・行事の内容がわかるもの
- ・団体の概要がわかるもの（定款、寄附行為その他会則等）

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

（申請者）

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

印

（氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。）

### 名 張 市 教 育 委 員 会 賞 交 付 承 諾 申 請 書

年 月 日付けで申請した名張市教育委員会の 後援 ・ 共催 ・ 協賛  
の名義の使用に際し、下記のとおり名張市教育委員会賞の交付を受けたいので名張市教育  
委員会後援等の名義の使用に関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第 号）第6条  
第3項の規定により、申請します。

#### 記

1. 行事の名称
2. 行事の目的・内容
3. 名張市教育委員会賞の交付を受ける理由
4. 名張市教育委員会賞の交付対象者
5. 副賞を贈る場合はその内容
6. その他

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

様

名張市教育委員会

### 名 張 市 教 育 委 員 会 賞 交 付 承 諾 書

年 月 日付けで提出のあった名張市教育委員会賞の交付申請については、下記のとおり承諾しましたので、名張市教育委員会後援等の名義の使用に関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第 号）第6条第4項の規定により通知します。

#### 記

1. 行事の名称
2. 行事の目的・内容
3. 名張市教育委員会賞を交付する理由
4. 名張市教育委員会賞の交付対象者

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

（申請者）

住 所

主催者（団体名）

代表者氏名

印

（氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。）

後 援

共 催 名 義 使 用 終 了 報 告 書

協 賛

年 月 日付け 第 号で承諾のあった名張市教育委員会の 後援 ・  
共催 ・ 協賛 名義の使用については、下記のとおり終了しましたので、名張市教育  
委員会後援等の名義の使用に関する要綱（令和5年名張市教育委員会告示第 号）第7  
条の規定により報告します。

## 記

1. 行事の名称
2. 行事の目的・内容
3. 行事の場所・会場
4. 行事の日時
5. 参加人数
6. その他
7. 添付資料
  - ・ 収支報告
  - ・ 行事の周知方法及び実施内容がわかるもの